

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 第11回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁)……………1
- ◆ 【事務連絡】雇用仲介事業の利用にあたっての留意事項について ……………3

◆第11回子ども・子育て支援等分科会が開催される (こども家庭庁)

令和7年8月4日、「第11回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。令和4年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第11回子ども・子育て支援等分科会では、下記について、確認・協議が行われました。

- (1) こどもまんなか実行計画2025の策定等について
- (2) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた準備状況について
- (3) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について
- (4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について
- (5) 保育施策関係の最近の動向について
 - ・「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会について
 - ・保育所等における継続的な経営情報の見える化について
 - ・こども政策DXについて
 - ・令和6年教育・保育施設等における事故報告集計

(6) こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性について

(7) その他

・子ども・子育て支援等に関する企画委員会の廃止について（案）

本会からは、伊藤唯道副会長（北野久美副会長（全国保育士会会長）が委員として参画）が代理出席しており、上記の内容を受け、事前に資料を提出したうえで、下記内容を発言しています。提出資料については、別添 PDF をご覧ください。

「量の拡充から質の確保へ」という保育の方向性が示されたことについては、私たちも高く評価しています。しかし、その実現にはまだ多くの課題があると考えております。本日、私どもが提出している 5 点の意見書の中から、特に重要な 3 点についてお話しさせていただきます。

まず、1 点目は職員配置と処遇改善についてです。

本年度から行われた 1 歳児の配置改善は評価しますが、依然として条件が付くなど不十分な点が見受けられます。また、4・5 歳児についても、チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設が対象外となっている現状は改善が必要です。2 歳児を含め、抜本的な配置改善を強く要望いたします。

さらに、主任保育士の専任必置化、園長の研修義務化および資格要件の明確化も合わせてお願いしたいです。

2 点目は、資料の 2 に記載しております「こども誰でも通園制度」、通称「誰通」に関してです。

この制度は、すべての子どもの育ちを支える上で非常に重要な施策であり、多くの施設で積極的に取り組んでいきたいと考えております。しかし、現状の単価設定には課題があると感じています。

特に一般型での運営においては、現在の単価では到底不十分です。基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要です。また、常時通園するわけではないため、面談などにも相当の時間を要します。現在の単価にはこの面談等の時間が含まれておりませんので、面談等に要する時間も単価計算に含めていただくよう強く要望いたします。

最後に、資料の 5 に記載しております「こどもまんなか社会を実現するための働き方

改革」に関することです。

日本の労働時間は諸外国に比べて依然として長く、保育所等の開所時間や保育時間も長いことは以前より指摘されています。保育の質を向上させ、子育て世帯の働き方を改善していくためには、保育時間の見直しが不可欠であると考えます。

例えば、3歳未満児の保育標準時間について、現在6時間という短時間勤務が義務化されていることを踏まえ、11時間から8時間への変更をお願いしたいです。また、週40時間勤務の実態に合わせて週の保育日数を5日とし、それを超える部分については自己負担とするなど、長時間保育の見直しを進めていただきたいと願っています。

これらの改革を実現するためには、企業をはじめとする皆様のご協力が不可欠です。すべての人で、すべての子どもを支える「こどもまんなか社会」の実現に向け、このような変更への第一歩を踏み出していただきたいと心より願っております。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第11回子ども・子育て支援等分科会

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/8500e055



◆【事務連絡】雇用仲介事業の利用にあたっての留意事項について

厚生労働省、こども家庭庁及び文部科学省では、昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育・幼児教育施設において、雇用仲介事業（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を利用した際に利用料金等についてトラブルとなるケースが発生していることを踏まえ、公的職業紹介の機能強化と雇用仲介事業の適正な事業運営確保に係る取り組みを進めています。

また、「職業安定法施行規則」（昭和22年労働省令第12号）の一部改正に伴い、令和7年4月1日より職業紹介手数料の職種毎の平均手数料率の実績を厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に掲載することが職業紹介事業者に義務づけられています。7月29日、該当のサイトについて別添のとおり事務連絡が発出されました。あわせて、添付「人材サービス総合サイト」リーフレットの作成がされました。

詳細については、添付 PDF ご確認ください。厚生労働省のホームページからもご確認いただけます。

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>労働者派遣事業・職業紹介事業等>雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）のご利用にあたって

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html

